

食育の推進に関する

政策評価書

平成27年10月

総務省



## 前 書 き

近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることを背景として、食育基本法（平成17年法律第63号）が制定された。

食育基本法は、その前文で、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められているとしている。

食育の推進は、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として取り組んでいくことが課題であり、国及び地方公共団体による施策の実施に加え、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、国民等の多様な関係者による連携・協力が重要である。

食育基本法に基づき作成されている「食育推進基本計画」には、その成果や達成度を客観的な指標により把握するための数値目標が設定されている。内閣府は、第2次食育推進基本計画（平成23年度から27年度）の数値目標について、計画期間4年目の26年度の段階で、11項目中8項目の実績値が基準値と比較して改善しているものの、目標に達している項目が1項目のため、「進展は大きくない」と評価している。

現在、平成28年度を開始年度とする第3次食育推進基本計画の作成に向けた作業が進められている。

この政策評価は、食育の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

## 目 次

第1	評価の対象とした政策等	1
1	評価の対象とした政策	1
2	評価を担当した部局及びこれを実施した時期	1
3	評価の観点	1
4	政策効果の把握の手法	1
5	学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	2
6	政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	2
第2	政策の概要	3
1	食育基本法及び関連施策	3
(1)	食育基本法制定以前の取組	3
(2)	食育基本法の制定	4
(3)	食育の推進体制	4
(4)	第1次食育推進基本計画	5
(5)	食育基本法制定後に講じられた食育の推進に関する主な制度	7
2	第2次食育推進基本計画	9
(1)	第2次食育推進基本計画	9
(2)	食育に関連する事務事業	13
3	食育に関連する予算の推移	15
第3	政策効果の把握の結果	17
1	目標の達成状況についての評価	17
(1)	第2次基本計画の目標の達成状況についての評価	18
(2)	目標の設定に関する考察	20
2	当省のアンケート調査の結果	24
3	食育に関する個別の施策・事務事業の実施状況	40
(1)	学校における食に関する指導等の状況	40
(2)	健全な食生活実現のための取組の状況	64
(3)	農林漁業体験促進のための取組の状況	73
(4)	食の安全に関する取組の状況	80
第4	評価の結果及び意見	82
1	評価の結果	82
2	意見	89

關係資料..... 91

參考資料.....125